

「県教育委員会ほっとライン（公益通報）制度」

制度の目的 【対象：県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する教育機関】

この制度は、職員等から公益通報を受け付け、正当に公益通報をした職員等が不利益な取扱いを受けることがないように必要な措置を講じることにより、法令に違反する行為の防止等を図り、もって県教育委員会の事務事業の公正な執行を確保することを目的としています。

*通報は**実名によること**としますが、客観的な資料の提出があれば匿名でも受け付けます。

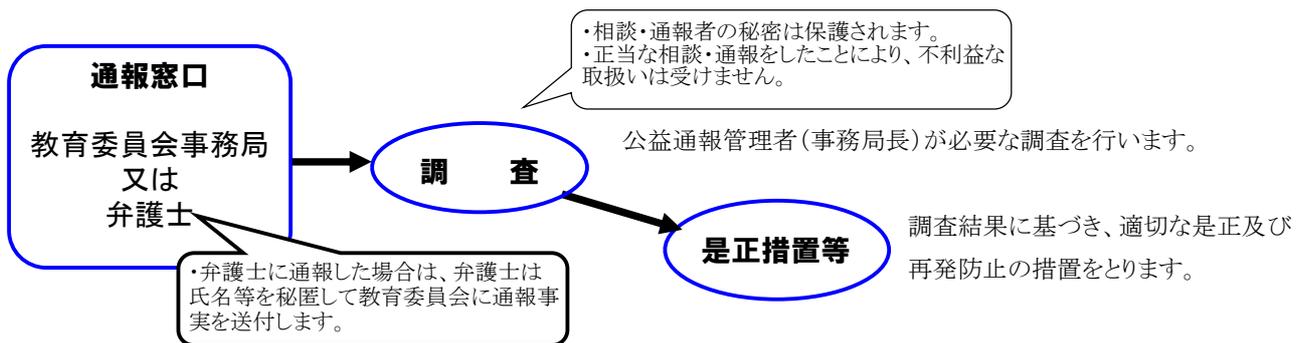
相談・通報できる対象行為

職員等は、各所属における職務上の行為が、下記に該当すると思料する場合は、相談又は通報を行うことができます。

- ① 法令(条例、規則及び訓令を含む。)に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ② 人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為

*不正の利益を得る、他人に損害を与えるなど不正の目的による通報と認められる場合は、受理されません。

制度の流れ



相談・通報窓口【教育委員会事務局又は弁護士】

下記のどちらかに相談・通報してください。

■内部窓口：教育委員会事務局総務課総務・広報グループ

《方法》 電話、面談(事前の予約が必要)、書面の提出又は電子メール

《連絡先》 住所：〒460-8534

名古屋市中区三の丸3-1-2 (県庁西庁舎9階)

電話：052-954-6757 (ダイヤルイン)又は内線3810、3811

電子メール：kenkyoiku-hotline@pref.aichi.lg.jp

■外部窓口：名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 廣瀬誠弁護士

《方法》 書面の提出(郵送)又は電子メール ※電話・面談での相談・通報は不可

《連絡先》 住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-13 いちご丸の内ビル5階

名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 弁護士 廣瀬誠

電子メール：hirose52@n-united.jp

※件名は「愛知県教育委員会公益通報」と記入してください。